

第 9 回新町将来構想策定小委員会
(新町建設計画)

会 議 資 料

日時：平成 1 5 年 6 月 2 5 日 (水) 午後 2 時 1 5 分から

場所：弓削町総合庁舎 3 階第 1 会議室

新町将来構想策定小委員会 第9回委員会次第

日 時：平成15年6月25日(水)

午後2時15分から

場 所：弓削町総合庁舎3階第1会議室

1.開 会

2.委員長挨拶

3.議 事

(1)協議事項

新町建設計画の策定方法及びスケジュール(案)について・・・1 ページ

新町建設計画の策定方針(案)について・・・・・・・・・・・・・・2 ページ

新町建設計画の具体的構成(案)について・・・・・・・・・・・・・・4 ページ

住民懇談会実施要領(案)について・・・・・・・・・・・・・・10 ページ

4.その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 ページ

5.閉 会

3. 議 事

(1) 協議事項

新町建設計画の策定方法及びスケジュール(案)について

1. 新町建設計画の構成

新町建設計画は、以下の構成にて作成します。

第1章 序論

第2章 合併関係町村の概況

第3章 主要指標の見通し

第4章 新町建設の基本方針

第5章 新町で取り組む施策 (県事業も含めます)

第6章 公共的施設の適正配置と整備

第7章 財政計画

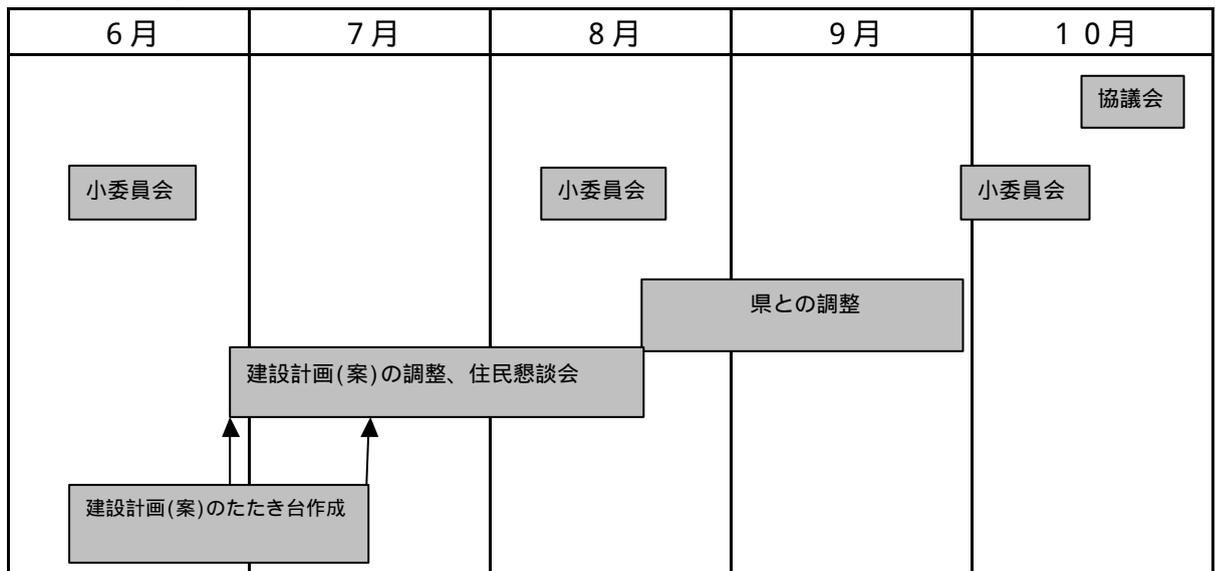
2. 策定の基本的な条件

- ・ 建設計画(案)を作成し、県との調整及び小委員会、協議会に諮った後、完成とします。
- ・ 建設計画の作成は概ね10月末を目処とします。

3. 策定スケジュールの概要

建設計画策定に向けてのスケジュールは、以下のとおりとします。

- ・ コンサルによるたたき台を6月末から7月中旬までに作成し、住民懇談会・小委員会・事務局・関係部署等の間で調整した後、県との協議に入ります。
- ・ 県協議に目処がつき次第、小委員会を開催し承認を経て、協議会に諮ります。



新町建設計画の策定方針(案)について

「市町村の合併の特例に関する法律」第5条により、合併協議会において作成する合併町村の建設に関する基本的な計画（新町建設計画）の策定にあたっては、次のような策定方針で臨むものとします。

1．計画策定の趣旨

本計画は、弓削町・生名村・岩城村・魚島村4ヶ町村の合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に進めることを目的とし、4ヶ町村の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上を図るとともに、新町の均衡ある発展に資するために策定するものとします。

2．計画の構成

本計画は、

「新町将来構想」を基本とした新町建設計画のための基本方針、
その方針を実現するための新町の根幹となるべき主要事業に関する事項
公共的施設の適正な配置及び統合整備に関する事項
新町のまちづくり事業等を反映した財政計画（将来の財政状況の見通し）を中心として構成します。

3．計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

合併に際しては、地方交付税や地方債の様々な特例措置を受けることができますが、その期間について合併特例法では、「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度」と規定されていません。

よって11年間の計画も可能となりますが、次の理由から計画期間は、合併期日の翌年度からの10年間とします。（合併特例法は、17年3月31日までの時限立法）

- (1) 合併の期日は、16年10月1日を目標として、確認されており、合併前に算定された額の合算額を下回らないという交付税の特例措置は、16年度に適用した場合でも、同じ額となること。
- (2) 以下により、合併期日の属する16年度は地方債の特例措置を受けることが困難であると見込まれること。

- ・16年度事業に合併特例債を充当することは、事業の調整選別の協議や実施計画の変更を要するため、国、県の起債計画のスケジュールに載せることにおいて時間的に困難と見込まれること。
- ・新町発足の16年度後半に、新規に合併特例債対象事業を施行することは、新町の議会審議も必要であり、また予算は、合併後新町長が選出され、議会の議決を経て成立するまでは暫定予算となることから、実質的に新規の合併特例債対象事業実施は困難であると見込まれること。

(3) 新設合併先進地事例

新市町名	合併関係市町村名	合併(予定)年月日	計画の期間(年)
西東京市	田無市、保谷市	平成 13 年 1 月 21 日	10 年(13 年度～ 22 年度)
さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	平成 14 年 10 月 1 日	10 年(15 年度～ 24 年度)
西予市	明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町	平成 16 年 3 月 31 日	10 年(16 年度～ 25 年度)
愛南町	内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町	平成 16 年 10 月 1 日	10 年(17 年度～ 26 年度)

「市町村の合併の特例に関する法律第 11 条」 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度に限り、交付税や地方債の特例を受けることができるとされています。

4 . 計画策定における留意点

(1) 新町将来構想を基本とした計画

住民アンケートや意見交換会など住民の意向も反映された「新町将来構想」を基本とするとともに、4ヶ町村の総合計画、愛媛県長期計画、今治地区ふるさと市町村圏計画との整合性を確保した計画とします。

(2) 新町全体のレベルアップと生活水準の維持、向上を目指した計画

新町の将来像と基本目標を実現し地域住民の生活水準を維持、向上を図るため、ハード事業に偏ることなくソフト事業も重視した施策を展開するとともに、真に4ヶ町村の均衡ある発展と一体化に貢献する計画とします。

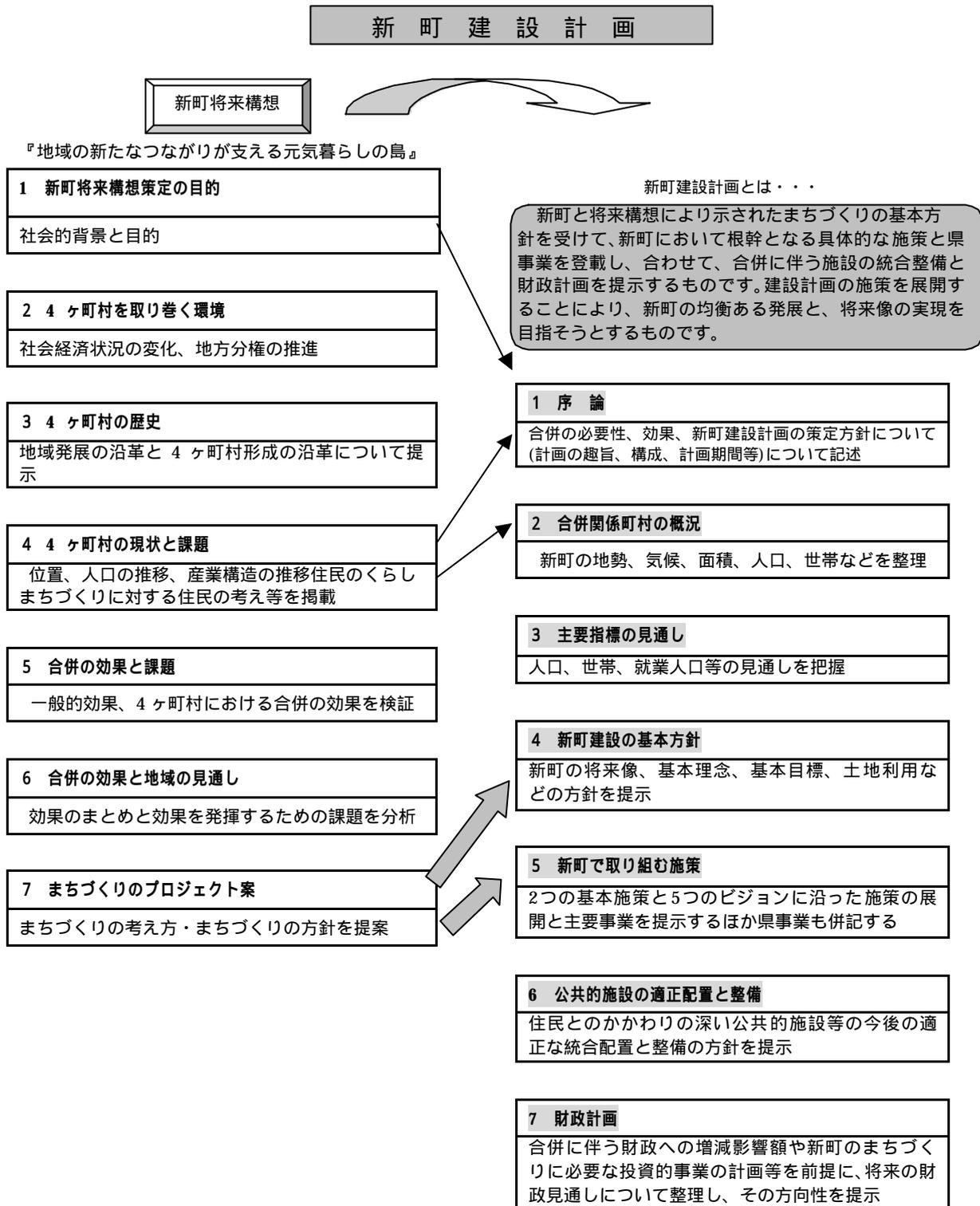
(3) 地域バランスを考慮した計画

公共的施設の適正配置と総合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、財政事情を考慮しながら長期的視野に立ち総合整備を推進するとともに、住民の利便性と地域バランスを考慮した建設計画とします。

(4) 合理的で、健全な行財政運営に裏付けされた着実な計画

新町の組織及び運営の合理化を図り、地方交付税や国県の補助金、地方債等の依存財源について過大に見積もることのない、健全な行財政運営に裏付けされた着実な計画とします。

新町建設計画の具体的構成(案)について



新町建設計画の具体的な構成例

第1章 序論

第1節 合併の必要性

町村建設計画の冒頭においてその目指すところである合併の必要性について触れる。内容については、歴史的経緯や、生活圏の拡大、地方分権、少子高齢化等からの必要性を挙げる。

第2節 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

計画全般にわたる趣旨を明示する。

(2) 計画の構成

新町村を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための具体的施策、公共的施設の統合整備、財政計画といった主な内容を明示する。

(3) 計画の期間

新町建設計画の期間(事業計画、財政計画、公共施設の統合整備等の各期間)は、新町が一体となるまでに要する期間、ないしそのための事業・施策の実施期間として、10年間を想定する。

また、合併特例法の改正(10年間の合併特例債、算定替え期間が10年に延長されたなど)を考慮しても、10年とすることが適当と思われる。

第2章 合併関係町村の概況

第1節 位置、地勢

隣接町村、地形等を示すことにより、地理的状況を明示する。

(1) 位置

(2) 地勢

第2節 気候

どのような気候であるかを明示する。

第3節 面積

面積に加えて、東西、南北の長さ、地目別(農地、宅地、山林等)の構成割合を加える。

第4節 人口・世帯

直近の住民基本台帳、国勢調査における人口・世帯数、増加率、年齢階層別人口を明示する。

(1) 人口の推移

(2) 世帯数の推移

第3章 主要指標の見通し

第1節 人口

総人口・年齢別人口・就業人口等について、概ね5年ごとの推計人口を明示する。
また、増減の要因等も合わせて示す。

- (1) 総人口
- (2) 年齢別人口
- (3) 就業人口

第2節 世帯

世帯数・1世帯あたりの人員について、概ね5年ごとの推計人口を明示する。また、増減の要因等も合わせて示す。

- (1) 世帯数
- (2) 1世帯あたり人員

第4章 新町建設の基本方針

第1節 新町の将来像

まちづくりの方向性や具体的な目標を明示する。

「地域の新たなつながりが支える元気暮らしの島」
～コミュニケーションアイランズ～

第2節 新町建設の基本方針

将来像を実現するための方針を明示する。

『まちづくりの5つのビジョン』

- 1 島民すべてが安心して暮らせる健康・福祉の島づくり
- 2 子供から老人まで生きがいをもって暮らせる教育・文化の島づくり
- 3 地域資源の活用とコミュニティに支えられる産業振興の島づくり
- 4 島内・島外・新たなふれあいを育む観光交流の島づくり
- 5 生き生きとした生活を支える基盤充実の島づくり

第3節 土地利用等

地域の社会的、経済的、自然的条件に十分配慮しながら、長期的展望に基づいた適切な土地利用に努める旨を明示する。

- (1) 土地利用についての基本的な考え方
- (2) 土地利用区分別の基本方針

住居系地域

農業系地域

工業系地域

商業系地域

第4節 地域別整備の方針

日常生活圏、歴史的経緯、今後の地域整備の方向性等を考慮し、各地域の特性を活かすため、地域を区分して整備を行う。区分した地域ごとに整備方針を具体的に明示する。

第5章 新町で取り組む施策

第1節 島民すべてが安心して暮らせる健康・福祉の島づくり

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 社会福祉の充実
- (4) 保育の充実及び女性への支援
- (5) 介護保険への対応

第2節 子供から老人まで生きがいをもって暮らせる教育・文化の島づくり

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 学校教育の充実
- (3) 文化・スポーツの振興
- (4) 国際化への対応

第3節 地域資源の活用とコミュニティに支えられる産業振興の島づくり

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 観光・レクリエーションの振興

第4節 島内・島外・新たなふれあいを育む観光交流の島づくり

- (1) 自然環境の保全
- (2) 住環境の整備
- (3) 公園・緑地の整備
- (4) 衛生環境の整備
- (5) 地域・生活関連施設の整備
- (6) 消防・防災・交通安全の推進
- (7) 情報・通信の整備

第5節 いきいきとした生活を支える基盤充実の島づくり

- (1) 道路の整備
- (2) 公共交通の整備
- (3) 市街地の整備
- (4) 上水道の整備
- (5) 下水道の整備

第6節 新町における愛媛県事業の推進

- (1) 愛媛県の役割

必要な助言・調整を行うとともに、建設計画に盛り込むべき県事業の取りまとめ作業を行う。また、合併に伴う特殊な財政需要についての財政支援などを明示する。

(2) 新町における愛媛県事業

新町の均衡ある発展のために必要な県事業を具体的に明示する。

第6章 公共的施設の適正配置と整備

支所や小中学校の公共的施設の適正配置について定めるものである。

これらの施設は、特に住民生活との関わりが深いものであるから、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域のバランス、あるいは財政事情も考慮のうえ、検討することが重要である。

第7章 財政計画

第1節 歳入

(1) 地方税

今後の経済見通しを踏まえ、現行税制度を基本として算定するが、過大に見積もることのないよう判断する必要がある。

(2) 地方交付税

普通交付税については、合併算定替えによる算定と新町としての一本算定を比較し、その額の大きい方により合併による交付税措置を見込む。従来は、過去5年程度伸び率の平均により、今後の措置額を見込む例が多かったが、最近の事例では、過去の伸び率の平均によることなく、現状維持を前提としているものも多い。

(3) 交付金・分担金・負担金

過去の実績等により算定するが、過大に見積もることのないよう判断する必要がある。

(4) 国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は、過去の実績等により算定し、新町建設計画事業分を加え、さらに合併に係る財政支援(補助金・交付金)を見込むが、過大に見積もることのないよう判断する必要がある。

(5) 繰入金

年度間の財源を調整するための財政調整基金を効率的に活用するなどが考えられるが、過大に見積もることのないよう判断する必要がある。

(6) 地方債

新町建設計画事業に伴う合併特例債・通常債及び減税補てん債を算定するが、過大に見積もることのないよう判断する必要がある。

第2節 歳出

(1) 人件費

合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減、合併による特別職職員の減等を見込む。

(2) 物件費

過去の実績等により算定し、新町建設計画事業分を加える。また、合併による事務経費の削減効果を見込む。

(3) 扶助費

過去の実績等により算定し、さらに、合併によるサービス水準の向上による影響を見込む。

(4) 補助金等

過去の実績等により算定し、さらに、合併によるサービス水準の向上による影響を見込む。

(5) 公債費

合併年度までの地方債に係る償還予定額に、翌年度以降の新町建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定する。

(6) 積立金

合併に伴って創設する基金等への積立を見込む。

(7) 繰出金

他会計の事業を考慮して的確に見積もる。

(8) 普通建設事業費

新町建設計画事業及び計画事業以外の普通建設事業を見込む。

「上島合併住民懇談会」実施要領(案) について

1. 開催の目的

上島 4 ヶ町村の地域住民に対し、これまでの協議会の協議の成果や事前に配布した将来構想の概要を説明し、合併に対する理解を深めてもらうとともに、住民との意見交換の場を設け、住民意見や意向等を新町建設計画に反映させることを目的とします。

2. 開催日程・場所

各町村それぞれ 1 会場において行います。

	弓削町	生名村	岩城村	魚島村
日 程	未 定	未 定	未 定	未 定
場 所	未 定	未 定	未 定	未 定

3. 出席者

- (1) 各町村長以下説明、出席者については、各町村の実情において対応するものとします。
- (2) 合併協議会事務局職員については、事務局長、次長、担当が出席対応します。

4. 各会場開催時間・次第

- (1) 開催時間帯 午後 7 時から 1 時間 3 0 分程度
- (2) 開催次第

開会

主催者挨拶(約 1 5 分)

事務局からの説明

(事前に配布した将来構想の概要版について協議会事務局より 40 分程度説明を行います。)

質疑応答(要望・意見収集・意見交換等)

連絡事項等

閉会

5. 周知方法

以下の方法を活用します。

- (1) 合併協議会だより
- (2) 合併協議会ホームページの活用
- (3) その他(各町村独自で周知する)

6. 議会議員の参加

各地域の住民懇談会に議会議員の参加を依頼します。

7. 住民懇談会の結果報告

各会場の会議結果を「住民懇談会報告書」にて、各町村長及び合併協議会に報告します。

8. 住民懇談会資料の内容

- (1) 住民懇談会の実施について(主旨、日程を記載)
- (2) これまでの経過、合併協議の成果
- (3) 新町将来構想の概要版(別冊)
- (4) 今後の流れ、合併協議会の今後の協議
- (5) その他

4. その他

(1)新町建設計画策定の業務委託について

平成 14 年度において確認をいただいておりますが、平成 15 年度の建設計画策定業務は、「将来構想策定業務」との関連性から、引き続き「パシフィックコンサルタンツ(株)四国支社 愛媛事務所」を活用いたします。

・業務委託料

平成 14 年度	新町将来構想策定業務	3,486,000 円(消費税を含む)
平成 15 年度	新町建設計画策定業務	3,391,500 円(消費税を含む)